

マージン率等の情報提供一覧

当社毎事業年度終了後に一般労働者派遣事業におけるマージン率を公開いたします。

① 令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）マージン率： %

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均} - \text{派遣労働者の賃金の平均}}{\text{労働者派遣に関する料金額の平均}}$$

※該当割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、四捨五入する。

② 令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）労働派遣料金の平均日額

11,760 円 （8 時間 全業務平均）

③ 令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）派遣労働者賃金の平均日額

9,840 円 （8 時間 全業務平均）

④ 令和 8 年 6 月 1 日付け 派遣労働者の数

163 名

⑤ 令和 7 年度労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数

3 事業所

⑥ マージン率には下記事項が含まれております。

- ・ 雇用主として負担する社会保険料（労災保険・雇用保険、厚生年金、健康保険等）
- ・ 資格取得や教育研修、社外研修参加補助に充当した費用
- ・ 教育研修、賃料、宣伝広告費、営業・採用活動、その他事業運営にあたる費用等

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
入社時研修	雇入時	OJT	無償	有給
ビジネスマナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
現場用語研修	派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先：

相談窓口：株式会社 MARU International 人材ビジネス事業部 相談窓口電話：06-6333-2345（直通）

⑧ その他福利厚生に関する事項：

- ・ 定期健康診断・年次有給休暇・皆勤・早朝手当（規定により）・通勤交通費の補助等

⑨ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない ☒ 均等均衡方式

※数値 2026 年 03 月 31 日のデータによる算定